

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（平成22年3月31日京都市  
条例第 70 号）（建設局水と緑環境部緑政課）

緑化事業の推進に必要な財源に充てるため、篤志緑化・公園管理基金の一部を処  
分することとしました。

基 金 名	改 正 前	改 正 後
篤志緑化・公園管理基金	83,916,247円	68,916,247円

この条例は、平成22年3月31日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 10 号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項中「83, 916, 247」を「68, 916, 247」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)